

議案説明書

市民生活部 市民課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第14号 佐野市手数料条例の改正について

2 概要

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（以下「省令」）について、新たに開始される戸籍及び除籍電子証明書の手数料に関する規定が追加されるため、戸籍・住民基本台帳関係手数料を改正する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

手数料を徴収する事務及び金額について戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る規定を新たに定めるなど、改正後の政令及び省令の規定を踏まえ所要の規定の整備を行う。

【主な改正点】

(1) 政令の一部改正に伴う所要の規定の整備

(別表戸籍・住民基本台帳関係手数料の部の表第1号の項)

政令の一部改正において文言の整理がなされたことに伴い、「磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍の全部若しくは一部事項証明書」の表記を「戸籍証明書」「除籍証明書」に改める。

(2) 「戸籍電子証明書提供用識別符号」及び「除籍電子証明書提供用識別符号」の発行手数料の新設

(別表戸籍・住民基本台帳関係手数料の部の表第1号の項)

戸籍法の一部改正に伴い、「戸籍電子証明書提供用識別符号」及び「除籍電子証明書提供用識別符号」の発行が開始されることとなり、政令において当該発行に係る手数料の標準とする金額が新設されたため、条例においても新たに手数料を設ける。

(3) (2)に伴う省令の一部改正による所要の規定の整備

(別表消防関係手数料の部の表第2号の部第2号の項)

政令の改正に伴い省令が改正されたことにより、当該省令を引用している箇所に生じた条項ズレを解消する改正を行う。

4 その他の事項

施行日 令和6年3月1日